

やさい委託販売前渡金取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、組合員で特別な事情によりやさいの委託販売を申込み、登録出荷数量を入庫できない委託農家に必要な資金を前渡しすることを目的とする。

（支出限度）

第2条 前渡金は市場相場の7割を限度とする。また、年産毎に理事会で決定した委託販売前渡金の範囲内とする。

（前渡期間及び遅延損害金）

第3条 前渡期間は、当該年産物の精算日までとし、利息は徴収しないものとする。ただし、精算までに返済できない未精算前渡金については、精算日から30日後より遅延損害金を徴収する。ただし、秋掘ながいもの前渡金は、翌年の春掘実入庫をもって当該前渡金に充当する。（その入庫期日等は部会で定めた期日とする。）

（申込書の提出）

第4条 本前渡金を利用する組合員は、やさい前渡金申込書を提出しなければならない。

（違約金）

第5条 本前渡金を受けたものが、この組合に委託販売せず他に販売、もしくは申込数量（部会が割当てたコンテナ換算数量など）に満たない場合は、前渡金不足数量に相当する金額について、前渡金を受領した日より返済のあった日まで、年6.8%の違約金を徴収する。

（前渡金の支出決定）

第6条 本前渡金の支出決定は組合長が行う。

（その他）

第7条 この要領に定めない事項については、その都度理事会において定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

やさい前渡金申込書

私は、ゆうき青森農業協同組合やさい委託販売前渡金取扱要領を遵守し、下記のとおり秋掘りながいもについて、前渡金を申し込みいたします。

なお、期日までに不足が生じたときは、私の貯金口座より引き落としすることを承諾いたします。

平成 年 月 日

ゆうき青森農業協同組合
代表理事組合長 殿

申請者 住所
氏名 印

1. 前渡金を下記のとおり申し込みします。

| 項 目 | 内 容 | |
|-------------|-----------|------|
| 対 象 作 目 | 平成 年産ながいも | |
| 年産部会登録面積 | | a |
| 基 準 出 荷 数 量 | | コンテナ |
| 秋 掘 割 当 数 量 | | コンテナ |
| 月 日現在出荷数量 | | コンテナ |
| 申 込 数 量 | | コンテナ |

※ 申請数量は秋掘割当数量の範囲内及び出荷済数量除きとする。